

新大久保市民センターの整備に関するサウンディング型市場調査
【秘密保持誓約書】

令和 年 月 日

明石市長 様

商号又は名称： _____

所 在 地： _____

代 表 者 名： _____

※押印不要

当社は、令和7年9月16日付で公表された「新大久保市民センターの整備に関するサウンディング型市場調査実施要領」に記載されたサウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）への参加申込を行うにあたり本書を提出します。

- 1 当社は、本実施要領の規程に基づき、本調査の準備及び実施を目的（以下「本目的」という。）として、明石市（以下「市」という。）から提供される資料又は市に関する情報（以下「秘密保持情報等」という。）の提供を受けるにあたっては、下記事項を遵守することを誓約します。
- 2 秘密情報は次のように取り扱います。
 - （1）当社は、本目的のためにのみ秘密保持対象情報の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために秘密保持情報等を利用しません。
 - （2）当社は、市から提供される秘密保持情報等は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないものとします。
 - （3）当社は、市から提供を受けた秘密保持情報等を秘密として保持するものとし、市の書面による事前の承諾を得ずに、いかなる第三者に対してもこれを開示しません。
 - （4）当社は、受領した秘密保持情報等を、本調査の終了日（結果（概要）公表日）までに、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書の有効期間は、本調査終了日以降も有効に存続するものとします。
 - （5）受領した秘密保持情報等について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、本調査の終了日までにこれらを破棄又は消去するものとします。但し、社内決裁資料に秘密保持情報等が含まれ不可分一体となっている場合、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管するものとします。
- 3 当社の本誓約書に違反する行為により秘密保持情報等が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して秘密保持情報等を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

以上